

高知くらしの護身術

217

消費生活講座

法律や経済学ぼう

(2011年8月9日掲載原稿)

私たちは日々、消費者として商品やサービスを消費しながら生活しています。その「消費生活」を快適に、賢く過ごすためには、法律や経済の知識が少なからず必要になります。身近に学べる機会はあるでしょうか。

県立消費生活センターでは、高知短期大学と連携して、全15回、受講料無料の「消費生活講座」を開講します。

講義科目は、税金や社会保障を取り上げる「経済の仕組みと消費生活」、「消費生活に必要な民法の知識」、「食品表示の基礎知識」など多岐にわたり、消費生活センターが多くの相談を受ける、多重債務やインターネットサイトでのトラブルにも触れます。講師は全国的に活躍する弁護士など、各分野の専門家です。

期間は9月30日から1月27日までの毎週金曜日(12月23日、30日、1月13日除く)。午後7時40分から同9時10分。場所は、高知市永国寺町の高知短期大学です。応募は県内に在住で、原則として全講座に参加可能な方に限ります。定員は100人。

受講希望の方は、県立消費生活センターや高知短期大学、県庁県民室、各福祉保健所で配布している申込用紙に必要事項を記入し、郵送、FAXまたは持参で県立消費生活センター(高知市旭町3-115、電話088・824・0999、FAX088・822・5619)まで。募集案内と申込用紙は、県立消費生活センターのホームページからダウンロードすることもできます。

多様な悪質商法の被害が後を絶ちません。秋の夜長、生活に役立つ知識を学んでみませんか。自身や家族など大切な人を、被害から守ることができるように。